

きょうと探検ウォーキング事業「ある古っ都」企画・運営・広報業務委託に係る質疑に対する回答

NO.	御質問内容	回答
1	<p>事業の情報発信に利用できる京都府公式SNSアカウントはどのようなものがあるか。 また、市町村の公式SNSアカウントとの連携・情報発信は可能か。</p>	<p>京都府公式SNS等(X、LINE、Facebook、YouTube)からの情報発信が可能ですが、配信枠に限りがあるため、時期により配信枠の確保が難しい場合があります。 市町村の対応については、連携・情報発信が可能か個別に調整が必要となります。</p>
2	<p>「インセンティブの開発・設定・提供および助言の提案項目」において、「アプリを活用したインセンティブの開発・設定・提供の実績があり、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって運用期間の内外を問わず継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブの開発、抽選方法等を提供できるか」とあるが、本公募向けに用意するアプリは自治体向けの仕組みであり、事業終了後の提供は困難であるため、別アプリの紹介という方法でも要件を満たすか。</p>	<p>事業終了後も既存アプリを活用して、継続的にウォーキングを実践する意欲が湧くようなご提案をお願いします。</p>
3	<p>広報実施において「働き盛り世代」とあるが、具体的にどの世代を対象としているか。</p>	<p>具体的な年齢層は想定していませんが、総合的な府民の健康増進計画 きょうと健やか21(第3次)23ページに記載の青・壮年期の運動習慣定着に向けた環境整備や仕組みづくりへの支援の一環として実施する事業です。 【参考】きょうと健やか21(第3次) https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kyotosukoyaka.html</p>
4	<p>前年度までの事業で提供されたインセンティブの内容はどのようなものか。 今回のインセンティブは、これまで同様の内容を想定しているのか、もしくは別の想定があるのか。(今までのものをアップデートさせる形が良い等)</p>	<p>前年度までの事業におけるインセンティブの内容は、ウォーキングシューズ、webカタログギフト、商品引換券(お茶、コーヒー、アイスクリーム等)、電子マネーギフト等です。 業務委託仕様書3. 業務内容(2)(ウ)のとおり、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなものが望ましく、参加者の取組に応じて提供するもの、抽選方式によるもの、広く提供するもの等、多様なご提案をお願いします。</p>